

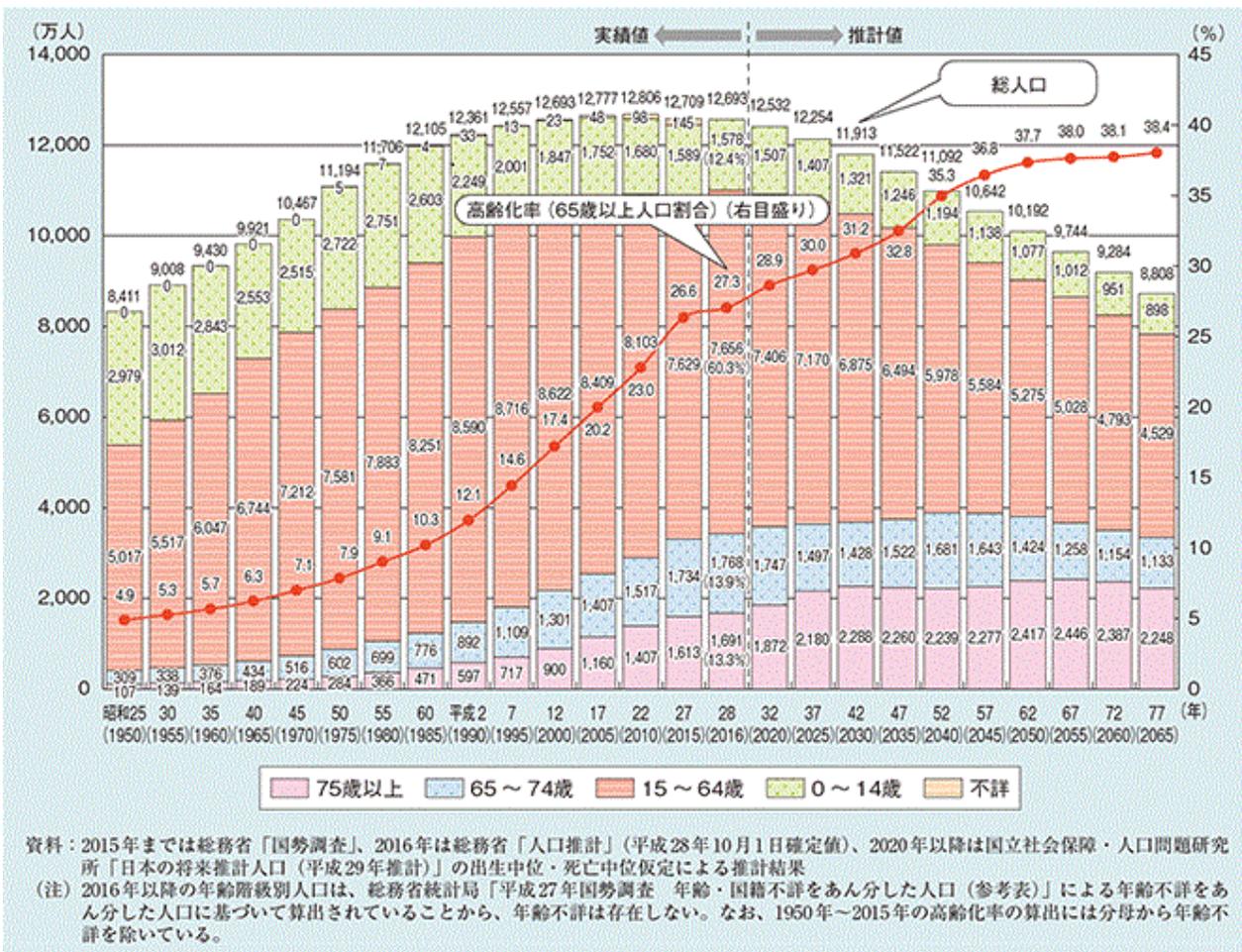
第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

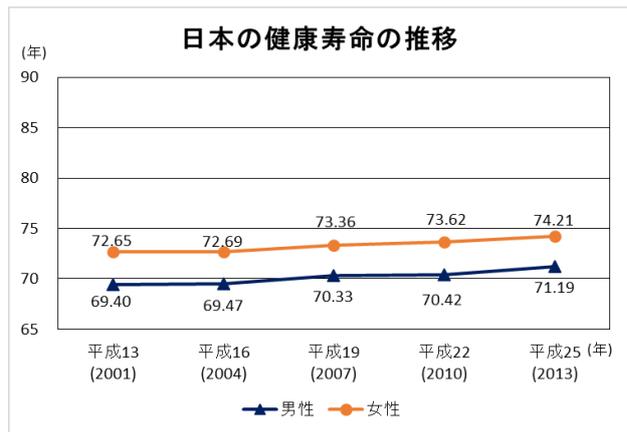
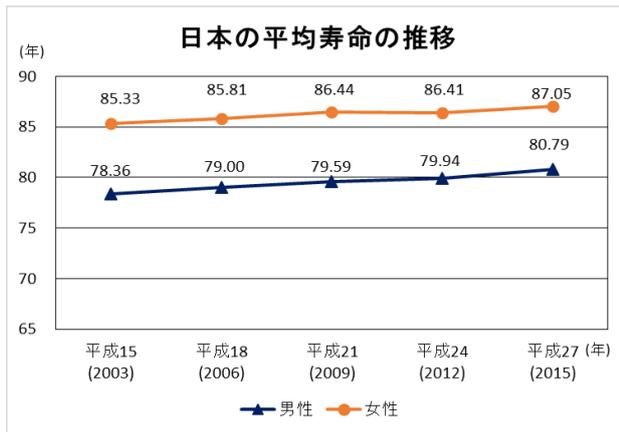
1. 社会背景

(1) わが国の社会状況

日本の総人口は平成 29 年(2017)5 月の時点で 1 億 2,672 万人と、前年同期比で 20 万人の減となっており、既に人口減少社会が現実のものとなっています。一方、65 歳以上の高齢者人口は、3,495 万人で前年同期比 55 万人の増となっており、着実に増加しています。少子化の進展と、いわゆる「団塊の世代」の高齢化が同時進行することにより、社会の高齢化は今後も進行していくことが予想されます。



また、日本人の平均寿命は、平成 27 年度(2015)において男性 81 歳、女性 87 歳と、全体として伸び続けており、日常生活で介護を必要としないとされる健康寿命も、平成 25 年度(2013)時点で男性 71 歳、女性 74 歳と、伸びが続いている状況です。わが国は、世界でも類を見ない急速な高齢化に直面するとともに、多数の国民が長期の高齢期を過ごす状況となっています。



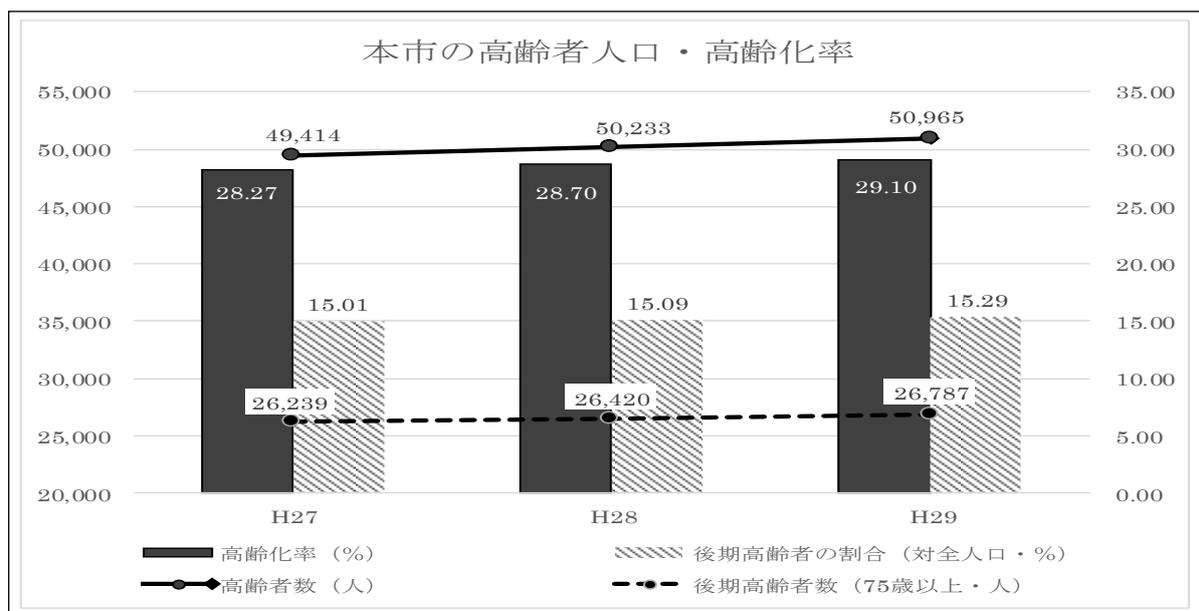
※厚生労働省「簡易生命表」（平成22年(2010)については「完全生命表」）及び内閣府「平成29年版高齢社会白書」をもとに作成。

以上のことから、長期の高齢期を、多数の高齢者が、健康であったり、介護が必要であったりと、様々な状態で過ごす状況が予想されます。このことは、高齢者それぞれの状態に合わせた多様な支援が、相当なボリュームで必要となることを示しています。

また、多数の健康な高齢者について、人口減少社会や高齢者の生きがいを念頭に置いた「人材」としての活用や、生活面での自立をできるだけ継続できるような支援が重要になります。

(2) 出雲市の社会状況

本市の平成29年(2017)9月時点の高齢者数は約5万1千人で、高齢化率は29.1%となっており、緩やかながら高齢化が進展しています。



※各年9月末時点。

本市の特徴としては、医療・介護資源が比較的豊富である一方、それらが地域により偏在していることが挙げられます。また、公共交通機関・生活関連資源・住民同士の助け合い意識等

において、地域により異なる状況が見られることも事実です。

高齢者に対する支援策については、このような本市の状況を踏まえ、多様な方向性を念頭に置いて進めていく必要があります。

2. 計画の目的

本計画は、わが国及び本市の現状及び将来像を踏まえ、本市の介護保険事業が安定的・持続的に運営できることを目的としています。さらに、介護保険事業のみならず、住民ボランティアやNPOによる介護予防や生活支援等の取組、高齢者の権利擁護など、高齢者に関するすべての分野を念頭に、高齢者福祉政策全般を推進していくことを目指します。

3. 計画の位置づけ

(1) 介護保険法に基づく法定計画

平成12年に介護保険法が施行され、3か年を1期とする「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉・介護保険に関する事業を計画的に推進することが全市町村に義務づけられました。これを受け、本市も合併前の各市町村による第1期計画（平成12年度(2000)～14年度(2002)）を皮切りに、第6期計画（平成27年度(2015)～29年度(2017)）まで順次計画を策定し、介護サービスの基盤整備や高齢者への支援策の推進に努めてきました。本計画は、介護保険法に基づく第7期の高齢者福祉・介護保険事業計画として策定するものです。

また、国において介護保険制度の様々な改正が順次行われており、そのような状況を踏まえながら、第7期の事業を進めていくこととなります。

(2) 市の行政計画

出雲市の総合振興計画である「出雲未来図」に掲げる基本方策のうち「健康・福祉都市の創造」を具体化する計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、高齢者・子育て・障がい者等、福祉分野全般の個別計画の上位計画として位置づけられています。本計画は、福祉分野の中で高齢者福祉・介護保険に関する分野を担う個別計画です。

本計画の策定にあたっては、上位計画のほか、他の個別計画（障がい者福祉計画、健康増進計画等）や、県の保健医療計画との整合性を図りました。

(3) 市民との協働計画

本市の特徴を活かすとともに、本市の課題を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指し、行政と市民が協働して取り組む計画として策定しました。

4. 計画期間等

本計画の計画期間は、平成30年度(2018)から32年度(2020)までの3か年とします。

なお、本計画期間中の介護サービス基盤整備目標等については、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度(2025)の人口構造及び介護サービス必要量を見込んで定めることとします。

5. 計画の策定経過

本計画については、介護保険被保険者代表や学識経験者、介護サービス事業者で構成される「介護保険運営協議会」において、平成 29 年(2017)5 月から平成 30 年(2018)2 月までの間、5 回にわたり議論をいただきながら策定を進めました。本計画は、同協議会で出された意見・提案等が反映されたものとなっています。

また、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映しました。

